平成２３年（フ）第５９０号
神戸市長田区長田町５丁目３番23号
債務者　三浦　則彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５８号
神戸市北区北五葉７丁目１番９―502号
債務者　廣瀬　昌美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島賢二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６２号
神戸市須磨区高倉台２丁目６番25号
債務者　フレンド三木こと三木珠子こと　姜　順嬢
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　有美
4　破産債権の届出期間　平成23年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６０号
愛知県岩倉市下本町下寺廻92番地３
債務者　井上美惠子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２２５号
函館市富岡町３丁目23番18―602号
債務者　廣部　順子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
函館市亀田中野町271番地102
債務者　中野　正行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
函館市亀田中野町271番地102
債務者　中野真紀子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９８号
名古屋市中川区豊成町１番４―1227号　豊成団地
債務者　三並ハツヱ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目１番５号
債務者　堤　みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
三重県志摩市大王町波切1707番地２
債務者　加藤　希郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
名古屋市南区鶴田１丁目２－５、住民票上の住所三重県志摩市大王町波切2130番地１
債務者　尾上みどり
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２６９０号
大阪市住吉区苅田９丁目10番３―911号
債務者　野中　幸代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７９号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番12―408号
債務者　藤村　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６９号
大阪府吹田市山手町３丁目31番13号
債務者　髙瀬　亮介
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２２号
大阪府寝屋川市高倉１丁目９番34号
債務者　武田　茂男
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部